

次期「栃木県観光振興計画」の策定について

資料 1

1 策定の趣旨

現行の「新とちぎ観光立県戦略」が令和7（2025）年度をもって計画期間が終了することから、引き続き県が取り組むべき観光振興施策の方向性を示す新たな戦略を策定するもの。

2 計画の位置づけ

- ・ 県政の基本方針となる栃木県重点戦略の「次期プラン」や本県産業振興施策の方向及び具体的取組を示す「次期産業プラン」を踏まえ、本県の観光振興を推進するに当たっての考え方や進め方、取組の方向性を明らかにする。
- ・ 「観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例」（平成29年栃木県栃木県条例第3号）第9条に基づく観光立県の実現に関する基本計画とする。
- ・ 地域住民、観光関係団体、観光事業者、市町等がそれぞれ主体的な取組を展開していく上での指針となるものとする。

3 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年計画とする。

4 計画内容（案）

- (1) 現状分析（社会情勢の変化、本県観光の現状 等）
- (2) 観光振興の基本的な方向性（目指すべき将来像、数値目標、課題分析）
- (3) 実施すべき主要施策

5 策定の体制

- (1) 栃木県観光振興計画策定懇談会：有識者19名から構成される懇談会において、次期計画に関する幅広い意見や提言を求める。
- (2) 県民からの意見聴取：パブリックコメントの実施により、広く県民から意見の聴取を行う。
- (3) 庁内調整：観光立県とちぎ推進本部及び連絡調整会議において総合的な調整を行う。

6 策定日程（案）

	日程	懇談会	内容等
R 7	7月7日	第1回懇談会	本県観光の現状や課題等について
	9月～10月頃	第2回懇談会	計画の骨子案について
	11月～12月頃	第3回懇談会	計画素案について
	12月		パブリックコメント実施
R 8	2月頃	第4回懇談会	最終案について
	3月		計画の決定・公表

観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例（抄）

（基本計画）

第9条 知事は、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立県の実現に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 観光立県の実現に関する基本的方向
- (2) 観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、観光立県の実現に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村、観光事業者等、県民等及び観光の振興に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

本県における計画の位置づけ（イメージ図）

